

具体例に学ぶ

## e法務ソリューション

デジタル訴訟社会を生き抜くために

text by

佐々木隆仁

AOS Technologies 代表取締役社長

▶ eLaw.jp

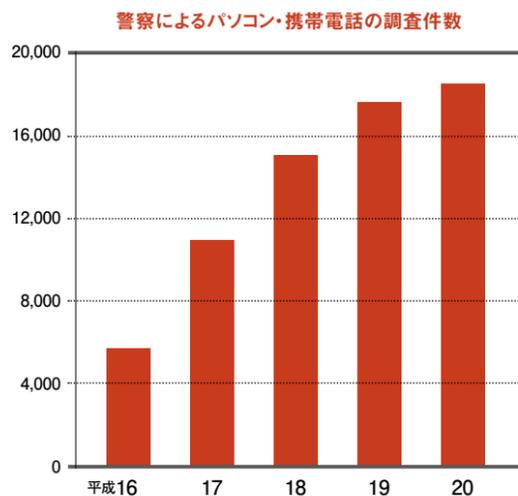
vol.

7

## 企業をめぐる不正とデジタルフォレンジック

デジタル機器の  
証拠調査が急増

私たちは、IT技術が急速に発展し、高度に情報化された社会で暮らしています。それとともに、パソコンや携帯電話、スマートフォンを日常的に使用するようになりました。



技術支援件数 (平成17~20年)

平成	16	17	18	19	20
技術支援件数	5,690	11,001	15,003	17,685	18,497

注：16年の件数は、各道府県(方面)情報通信部に情報技術解析課が設置された4月1日以降の件数

(上)「平成21年 警察白書」電磁的記録の解析等の技術支援実施状況より警察によるパソコン・携帯電話の調査件数を表す。(下)各道府県(方面)情報通信部情報技術解析課が実施した技術支援の推移。

こうしたデジタル機器の普及に伴い、犯罪に悪用されるケースも急増。警察庁の発表によると、犯罪調査の対象となったパソコンや携帯電話の件数は増加する一方です。

参考までに、各道府県の情報通信部・情報技術解析課が実施した技術支援の件数を掲載します。平成16年には6000件程度だったものが、平成20年には、およそ3倍にふくれあがっています。実際、警察官に対するアンケートによると、「パソコンや携帯電話が関わる捜査事項が増えていると感じる」と回答した警察官は82・7%にもほります。このような状況を反映し、弊社への調査依頼も、年々、増加の1途をたどっています。調査の際に重要となるのがデジタル機器に保存されているデータの解析。今回は、弊社が携わった事例をいくつかご紹介いたします。デジタル機器を悪用した

犯罪が、けっして「他人事ではない」ということを実感していただければと思います。

機密情報を二重登録し  
市場を乗っ取る

一つめは派遣会社で起きた事件です。A社に勤務していたXは、同僚と謀議を交わし、密かに別会社Bを立ち上げます。Xらは、A社に登録していた派遣社員を、B社にも登録。A社の機密情報である、派遣社員の登録情報および派遣依頼の情報を横流しし、B社で請け負う体制を、秘密裏に構築したのです。その際、派遣社員の時給はA社より低く設定。コスト減を望む顧客が、自然にB社に流れるよう仕組んでいました。結果、その地域の市場は、B社が独占。これによって、A社は大きな打撃を受け、2年間でおよそ4000万円

もの損失を被ったのです。

二つめは商社で起きた事件。中国に設立した現地法人による不正工作です。中国との取引を円滑にするべく、現地法人を設立したところ、日本人社長Xと中国人副社長Yが共謀し、いわゆる「中抜き」や「飛ばし」のために、現地で別会社を設立。これによって私服を肥やした事例です。このときは日本本社の経理担当者Zも不正行為に参加。会計伝票の改ざんとともに、不正会計と不正送金を行っていました。残念なこと

証拠調査で  
不正が暴かれる

派遣会社、商社ともに、些細なきっかけで不正が発覚しました。前者は、顧客からの問い合わせ。以前、派遣で来てもらったスタッフの登録先が、A社ではなくB社になっていることに対し、不信の念を抱いたのです。後者は内部調査。現地でのXとYの暮らしぶりがおかしいことに、他の社員が気づいたので

す。どちらも弊社がデジタルフォレンジック調査を行ったのですが、不正行為に関わった社員のPCを検証したところ、ともに、機密情報を転送した痕跡や、不正行為を指示する内容のメールが復元されました。

三つめは、デジタルデータを改ざんした事件。09年に、大阪地方検察庁・特別捜査部が、障害者団体向けの郵便料金の割引制度の不正利用があったとして、障害者団体・厚生労働省・ダイレクトメール発行会社・広告代理店・郵便事業会社等の各関係者を摘発するという事件がありました。その際、事件を担当した主任検事らが、証拠物件であるフロッピーディスクのデータを改ざんした疑いで、捜査中、最高検察庁に逮捕されるという展開となったのです。いわゆる「大阪地検特捜部主任検事証拠改ざん事件」

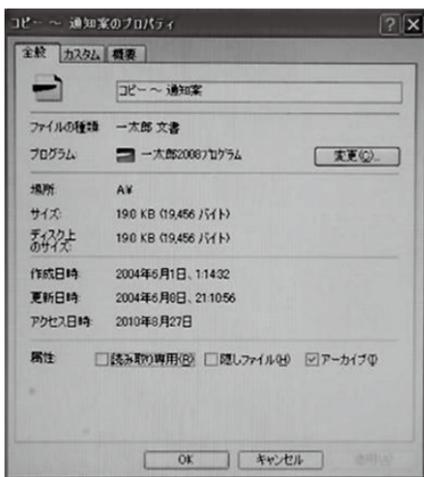
です。

デジタルフォレンジック調査が行われたのは2件。一太郎の文書ファイルと上申書のファイルです。最終的に更新日付の改ざんが発覚し、事件は急展開。主任検事らの逮捕によって、検察への信頼が大きく損なわれてしまったのは、残念というほかありません。

メールの内容が  
訴訟の行方を左右する

四つめは、強制わいせつ罪をめぐる民事訴訟でデジタルフォレンジック調査が求められたケース。オーナー店長Xが従業員Yに対し、

強制的にわいせつ行為を行い、Yから告訴されたという事例です。Xは双方の合意の下での行為を主張していますが、Yは事件が起こる以前から、セクハラめいたメールを何十通も送られていたと主張。しかしXの携帯電話からもYの携帯電話からも、すでにメールは削除されていました。削除の理由は、前者にとっては不都合なものだったからでしょう。なお、この調査は、被害者側の弁護士からではなく、中立の調査機関から依頼を受けたもの。第三者の立場でメールを復元し、信頼性の高いデータを提供してほしいということでした。つまり、物的証拠がない中、メールの内容が裁判の行方を左右することになったのです。まさしく、デジタルフォレンジック調査の重要性が高まっていることを象徴しています。



厚生労働省の村木元局長などの無実が立証された、いわゆる郵便不正事件において、捜査中の違法行為発覚のきっかけとなったフロッピーディスクのプロパティ。更新日付の改ざんが重要な決め手となった。